

平成26年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成26年4月16日(水曜日)

開 会 午前10時50分

閉 会 午前12時05分

---

○会議に付した事件

1. 地域担当職員制度について

---

○出席委員(6名)

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君

---

○欠席委員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
生活環境課主幹	佐々木尚之君
生活環境課再任用職員	上村幹康君
生活環境課再任用職員	田中規雄君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	岡村幸男君
主 幹	本間弘樹君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前10時50分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが地域担当職員制度について、3月25日に前回担当課からの説明を受け各委員からのご意見もいただきましたが引き続きもうちょっと議論を深めたいということで本日の再度の開催になってございます。

それでは改めてまた説明の追加等ございましたら担当課からお願いしたいと思います。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） きょうは改めまして説明の場のお時間をつくっていただきましてありがとうございます。4月の人事異動がございましたので説明に入ります前に職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。

○生活環境課主幹（佐々木尚之君） このたび4月1日人事異動に伴いまして生活環境課町民活動グループ主幹としてまいりました佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○生活環境課再任用職員（上村幹康君） 3月に退職いたしました上村幹康と申します。このたびは生活環境課に配属ということになりまして地域担当職員ということでの拝命をいただきました。よろしくお願いいいたします。

○生活環境課再任用職員（田中規雄君） おはようございます。田中規雄でございます。このたび3月に退職いたしまして4月1日から再任用短時間勤務職員ということで採用になりました。地域担当ということで辞令を受けました。よろしくお願いいいたします。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） それでは座って引き続き説明をさせていただきたいと思います。

3月25日に説明資料ということで既に説明をさせていただき一部ご理解いただいているかと思いますが、本日A3二つ折りで4ページにわたる資料を改めて関係資料としてお配りさせていただいておりますので、この説明をさせていただいた後ご質問を受けさせていただきたいと思います。

まず資料につきましては1ページから4ページまでふってございますが1ページをお開きいただきたいと思います。今後の関係する予定といたしまして来週の木曜日午後の時間体になりますが職員のこの制度に関する説明会を予定しております。また翌25日金曜日町内会長会議ということでこちらのほうでの説明もあわせてさせていただく予定となっております。また前回説明いたしております項目の中で協働のまちづくりの精神の深化についてということで関連がございますので、この後の推進会議の開催ですとかこの会議の中で活動方針、活動計画を決定いたします。また若手職員による推進班の活動こういったものをこれから進めるということで今関連のこととして準備を進めてございます。

次に地域担当制度のあり方についてということでただいま自己紹介をさせていただきましたとおり26年度につきましては職員が専任の職員ということで私含めて3名専任職員として任に当たらせてい

いただきます。前回もご説明いたしました地域とのパイプ役ということが1つ大きな仕事でございます。これは地域の要望を聞きそして答えるという、ある意味言葉が不適切かもしれませんが御用聞き的な活動が一面ございます。またもう1つ大きな仕事といたしまして地域まちづくり、地域活動広い意味でいろいろな活動がございますが、それらの地域活動の促進役、支援をするという役割を私たち3名がこれから行っていくというものでございます。またあえて書かせていただきました心得といたしまして3人ともベテラン職員ということでこれまで長年の行政経験を生かして活動に生かしていくこと、またこれからの若手職員の模範となるような活動を意識して取り組むこと、前向きに取り組むこと、基本であります笑顔で対応ということを考えて取り組む考え方でございます。

主な職務につきましては前回報告させていただいておりますが、基本となりますのはやはり白老町自治基本条例これに基づく活動ということが柱になっております。また町の第5次総合計画このことについてもこれから取り組むこととして幅広く関与しますので再点検を進め取り進むということで現在再点検をさせていただいている最中でございます。また今回第1回目の地域担当の専任職員ということになりますので、私ども3人の活動が来年以降、任期1年ということになりますので次の方にバトンタッチできるような実績を残していきたいという考え方であります。また3人が全ての任を担うということではなくて全職員が直接、間接かかわりながら全庁的な連携が必要でありこういったものを捉えて取り組んでいく考え方であります。

また大きな取り組みの1つとしまして地区コミュニティ計画の策定、また地域のまちづくり活動の活発化こういったものの仕掛け役としてのかかわっていく考え方でございます。

次に2ページ、3ページ両面開いていただきたいと思っております。この原稿につきましては広報5月号に掲載させていただく原稿でございます。一部読ませていただき説明をさせていただきます。自治基本条例を制定しております我がまち、町民、議会、町長、職員それぞれの役割、責務こういったものを定めてございます。これに基づく協働のまちづくりをこれまでも進めてまいりましたが現状における地域コミュニティの希薄化ですとか地域活動の低下の傾向こういった現実がございます。こういったものに向かって町といたしましては地域コミュニティを構成する町内会、一番大きな活動団体と捉えておりますが町内会を初め各団体等そして私ども役場との連携を強化していくためこの制度を導入し地域と役場とのパイプ役となることが1つでありますし、また地域のそれぞれの皆様の地域づくり、地域の活動そういったものの活動を支援していくという考え方であります。またそういった活動を進める中で具体的な取り組みといたしまして協働のまちづくり研修会、また地区コミュニティ計画の策定、公共施設の見直しこういったものに取り組むということの説明を前回させていただいておりますが前回の説明のとおりできることを一つ一つ取り組んでいく考え方でございます。3地区に分かれております写真つけておりますとおり、それぞれ私が社台・白老地区、また上村については石山・萩野・北吉原地区、田中については竹浦・虎杖浜地区ということの地区担当を分けてございます。3ページになりますがこれまでもお話しておりますとおり役場で待つのではなくて地域に出向くという基本姿勢をもって選任職に取り組んでいきたいという考え方であります。

また前回8項目にわたっての制度の役割を説明させていただいておりますが、大きく4点に集約記

載のとおりでございますが1点は地域とのパイプ役ということで、地域からの要望に対する取り組みにつきましては町内会等の団体の声を聞くということをご自身の任として考えております。それはただ役場のほうの都合でございます。当然個人からもいろいろな要望、声が出てくるかと思っておりますのでそういったものも窓口となり担当職員が全てを解決するというのはできませんので関係課との連携を図りながらそれぞれ広聴活動の一環として適切な対応をさせていただく考え方でございます。また行政からのお知らせを積極的に行っていく考え方、また地域との信頼を高める、深めるそういった活動を実際に地域の方から、団体からの要請を受けてできる得るかぎりの出向いていく考え方です。3地区分けてございますがほかの2名との連携により複数参加したり、場合によってはお断りする場面もあるかと思っておりますが極力出て行けるような形での対応を考えております。

最後になりますが地域まちづくり活動の支援についてということで、ベテラン職員としてのこれまでのいろいろな知識、経験を踏まえて町内会活動を強化していくそういった情報提供なり支援活動をする。具体的には2回予定しております協働のまちづくり研修会においてファシリテーターとしていろいろな情報を提供したり研修会の中身で皆様と一緒に議論していく立場でかかわっていきたい考え方があります。また当面3地区といたします地域まちづくり協議会、これは町連合のほうでまちづくり懇談会ということで毎年行っております。こういった3地区をベースに今回地区コミュニティー計画というものを策定、またその3地区にございます公共施設、これは人が集まる公共施設ということでこれらの利活用こういったものに向けて地域の方の皆様との議論の中でそれぞれ地域担当職員としての考え方。また役場の考えを持って地域の皆様と一緒に議論を進めていく考え方でございます。

4ページにつきましては今説明をいたしました計画の策定ですとか研修会の実施について改めて広く地域の皆様の考えに基づく議論を進めていきたいという考え方です。前回地区コミュニティー計画の策定についてのお示しをさせていただき、前回お配りした資料の中はかなり詳しい高度な項目を予定しているということでのお示しをさせていただいておりますが、このように全てやるということではなくて集まった地域の方たちの考えの中でまず一番今必要とすることは何かということから入りまして、ソフト中心のそれぞれの地区のコミュニティー計画にふさわしいテーマをピックアップして、それぞれの地区にふさわしい計画策定こういったものを皆さんと一緒に考えていくという考え方があります。あくまでも町がこういう形で計画をつくりなさいということではなくて、町が仕掛けていって地域の皆様が考えていただけるような場を設定したり引き出すような手法を考えて取り組んでいく考え方でございます。

以上簡単ですが2回目の説明資料の説明を終わらせていただきます。

**○委員長（小西秀延君）** ただいま改めて担当課からご説明をいただきました。そして地域担当職員と並べる職員の方含め担当職員のご紹介をいただきました。

委員の皆さんからご意見、ご質問を承りたいと思います。前田委員。

**○委員（前田博之君）** 1点だけ確認しておきます。3ページの地域と行政のパイプ役になります、意見や要望等に対応します、これは本当に大変だと思います。それで現実の庁舎内での相談・要望・意見いろいろ、言葉悪いけどピンキリありますよね。その辺に対する対応の処理の仕方なのです。こ

の辺の業務日誌とかあるいは報告、報・連・相ありますよね、そして各課との連携もあって、そして結果の処理それらが流れがどういうふうになって、決裁の方法とかどういう形で処理されていくのか。そして最終的には町民にこうしましたとかできませんとかこうだという報告をしなければこれまた不信とか要求が出てくると思いますけど、その流れが実際にどういうふう処理されていくかということだけちょっと確認しておきたいのです。ということは多分町民に今みたいなことで相談員つくったけどどうなるのかということがあると思うのでその辺がもしまとまっていれば教えてほしいということ。

もう1つ、2ページ、3ページで広報に出すといっていますからこれはいいのだけど、きょうは協議会だからちょっといらぬことかもわかりませんが、言葉としてこの2ページ目の写真の上のほうに中段にさらに人と人との理解とあります。これは別な言葉を使ったほうがいいのではないかと思います。

それと前にも議論したことが若干あるかと思うけど、3ページの地域まちづくり活動を支援しますの中の丸印について町内活動の決まりとあります。今課長のほうでこれは町内会を主役にして決めるといつていたけど、これは何となく町内会からしたら上から目線で押しつけるような部分があるのだけど、その辺の部分ではお聞きしておきます。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 前回お示しいたしました資料の中にただいまご質問の事務処理の流れについての資料がついていないことを今気づきましたが、事務処理といたしましては流れをつくってございます。後ほど資料についてはまたお届けさせていただきたいと思います。簡単に申しますが予算を伴う制度を変更する大きなものこういったものについては連絡会議というセクションを設けて副町長以下関係課長での調整を予定してございます。それ以外の現課直接で対応でき得るような項目についてはそれぞれ適宜対応するという、事務処理の報告ですとか処理こういった経過の文書の流れについては流れをつくって整理をさせていただいております。ですので大きな予算ですとか回答に時間を要するような大きなものについてはその事務処理に沿って要望者のほうへ声を返すような形で考えております。また個別のものについてはそれぞれ関係課と連携をとりながら返す考え方でございます。

あと広報原稿についての言葉についてはもう一度精査させていただき整理させていただきたいと思っております。

また町内会の活動の決まり、これはあくまでも仮称と括弧書きさせていただいております。また情報が足りないかと思いますがあくまでも町内会主体に、例えば町連合がつくるという位置づけで、町がつくるのではなくて町連合等が取りまとめをして町内会の活動に関する最高規範ということで、名称については今後またふさわしいものを検討させていただきますのでこら辺についてはあくまでも行政主導ではなくて町内会主導の中身に沿ったものを考えてございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） わかりました。私がいったのは要望等の取り扱いこれは多分本当に大変だ

と思います。情報公開条例もありますからそういう部分でちゃんと軽易なものであっても流れの中でちゃんと文書なりにして整理して担当課長なら担当課長までの決済を取るなりしてちゃんと整理しておかないと後々そういう問題出たら困るから私あえて話しているのです。その辺内部でもっと整理をしてたえられるものにしておかないと本当に大変だと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 町内会ですとか各団体からこの種の要望等よりも現在個人からの広聴活動として受けるもののがかなりございます。実際今ご指摘のとおり過去の処理の経過こういったものについてどうされているのかということでそれぞれ各課適切な対応させていただいておりますが、これまでのものに沿って今回の制度についても同様に適切に処理できるように進めていく考え方です。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） そこまでわかりました。前回かなり言いましたので今回は少なくします。私は基本的には職員が地域に出て行って、そして要望や何かを聞いて、そして最終的にはコミュニティー計画をつくるとこの考え方というのはすごくいいだろうというふうに思います。ただ今の話みたいに大変だなという気はするのだけれども。

あと具体的にはっきりわからない、何回聞いてもよくわからないのが職員と町内会との関係だとか、町連合との関係これは全部つながるのだろうと思いますけれども、そこでどういう具体的な動きになるのかがよく見えないのです。職員が要望を聞きに歩きます、町内会の活動を支援していきますというそれは言葉の上ではわかるのです。実際に具体的にどういうことになるのか。職員がどんなふうに出て歩いて、どういうふうに町内会に入り込んで話するのかと、そういうようなことまでわからないわけです。我々具体的に何を留意すればいいのか、町内会はどんな体制をとればみんなとうまくつながるのか。そのあたりの関係というのが見えてこないのです。本当にそれを掘り起こしながら職員のほうがやろうとしているのか。あるいは町内会がそういうものを準備しなければならないのか。ただたまたま出会った人に話を聞くだけのものではないだろうというふうに思いますので、そのあたりの具体的な関連というのはどういうふうになるのかということがもう少し見えてほしいと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 制度の機能がたくさんございますのでまず1点に絞って地域に飛び出すという言葉を使っておりますが、実際には私どもが2年ほど前に地域訪問活動をやったような形で1人の職員が1軒ずつ回るというのは難しいことと考えております。ですので日常的に各町内会を代表といたしますが、町内会ですとか各団体のほうで捉えているものについては窓口として周知させていただくものですからこういった担当者のほうに声を寄せていただくということをまず私どもは考えております。そういった中で日常的に町内会で役場に対する行政に対する声ですとかそういった普段捉えているようなものを改めて担当者として声を大きく聞いて解決できることの対応させていただくというのが考え方であります。そのほかに町内会を通してということで先ほども申しましたが効率的に役場のほうでは団体からまとまった声を聞いてやり取りをするということが効

率的なこととして考えますが、そのほか一個人についてはそれぞれ直接声をかけていただくという形で連絡をいただくというのが現実的なものでございます。相談を受けた中でいろいろなケースが連絡事項あると思いますが、例えば町内会から町内会の個別の個人の内容そういったものがもしあったとした場合に私ども担当職員が出ていくことが望ましいのか、担当セクションとの連絡をしてそれぞれ専門の部署の職員が出ていくのが望ましいのかそこら辺を判断させていただき地域に出ていく。全て3人が地域とのつながりということではなくてまず窓口として受ける形を考えております。その中にはフリーな立場で現在専任職員として配置するのでほかの部署の職員よりもフットワークよく地域に出ていけるような体制を考えておりますので、そういった意味で地域に出向くということは考えております。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 大体わかるような気がするのですけれども、町内会との連携強化と聞いていますよね。それは町内会に担当者を置いてそこから意見を吸い上げたり町内会の要望を聞いたりすることが基本になるだろうということなのですよ。そうすると町内会にはそういう担当者をきちんと置かなければならない。何係になるのか、何部になるのかは知らないけれどもそういうものを置いてそういうところとの意見交換だとか意見集約をするだとかそういうような形になることが主なのかという気がするのだけれどもそれでいいのかどうなのか。もちろん日常的には今話あったような個人とのつながり、個人からの要望なんかもある。それをまた担当者のほうに戻して町内会からこういうような声が出ているけれどもどうしたらいいかというようなそういう相談に乗るとこういうふうと考えていいのかどうか。そこら辺の確認が1つ。

それとあとは町連合との関係ということになると町連合には町連合のやり方というのが計画があるわけで、そうするとそういう事務局と連携しながら町内会にある要望を聞き上げていくと町連合との関係というのはそういう形になるのかどうなのか。そのあたりをもう1回確認します。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 端的に言えなくて大変言葉、説明が不十分で申しわけございません。例えば町内会でお困りのことがあってという意味で私どもは窓口として制度をスタートさせていただくと。その中には今委員さんがおっしゃるように町内会に専門の役職を置いてということについては各町内会のほうの対応というふうに考えてもらって結構だと思いますが、私どもは町内会長でも副会長でも総務部長でも町内会の要望なり声を聞く窓口としての対応をさせていただくこととなりますので、基本的には104町内会と常時専門のパイプを持つという基本的にはそういう考え方なのですが担当者で連携を取るとまでは実は考えておりません。実は受け身的な何か問題があったものについての考え方でございます。ですのでいろいろな町内会の活動の中での問題についての申し出を受けさせていただき対応させていただくという考え方が1つです。

また町連合等につきましては当然町連合とも連携を取ってこれまでも話を進めておりますし、当然町連合としての独自の事業計画がございますのでそういった内容にもかかわりながら、それは独自の活動として尊重すべきものはございますので、ただそれらとも連動する形で例えばまちづくり研修会

というのを年2回7月と11月に開催しますと、その際に町内会の関係の方にもたくさん出ていただく形になります。そして先ほど申しました仮称ですが町内会活動に関する規範を策定する過程の中で参画してもらうのですが、町連合の年中事業の1つであります町内会活動実践交流会こういったものを2月に行いますが、そういった場で研修会で議論したものを報告させていただくとか中身も連携した形で一緒に、これは一例でございますがそういった既存の事業との連携ですとかこれから取り組む活動そういったものも一緒に話し合いをしながら進めていくということをこれまで打ち合わせを行って進めておりますので、基本的にはそういう形で連携を図っていくという考え方です。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 前回説明したときは勉強不足で頭の中がちよっと混乱しまして、一応少しでもわかるようにと思って別々に書き出してみたのですがやっぱりわからないところがいっぱいあって申しわけないのですが何点か確認を込めて伺いたいと思います。

1つは協働のまちづくりの推進班、各課より18名の人を人選してつくることがありました。これはいつつくるのか、もうできているのか、その点を1点伺いたいと思います。

それと担当職員とかいろいろなことの地域担当職員との連絡会議、先ほどどういふふうな形で進めていくのか、問題をどう対応するのかというお話がありましたけれども、その中でその連絡会議が中心になっていくということでこの連絡会議のメンバーは書いてありますけれども事務局というのは誰なのか、どこが事務局なのか。地域担当職員も事務局なのかその辺ちよっと確認をしたいと思います。

それともう1つはこの連絡会は副町長が招集をするということになっていきますけれども、最高責任者は私は町長かというふうに思うのですが、地域担当制のまちづくりをしていく協働のまちづくりの最高責任者は町長だと思うのですが、担当課は決まっていますけれども各課またがるわけですから全体を見ての総括のそういう招集権がある副町長が1つの責任を持つということになるのかその点を伺いたいと思います。

それから地域まちづくり協議会の3地区で60名でこれからコミュニティー計画をつくっていくわけですが、これは一応6月か7月ごろと予定しているようですが予定どおり進んでいくことになるのかどうかということを1点伺いたいと思います。

その地域コミュニティー計画の中で公共施設の見直しというのがあります大きな項目として。この項目に対して役場内に関係各課で検討に必要な各種データや進め方の協議を並行して行うというのがあるのですが、公共施設は見直しに関しては専門性が必要ですのでこういったところは、田中さんは建設課にいたので専門分野かとは思いますが、そういったことのきちんとしたデータづくりはどういった形で進められて、どういふふうに提示をされるのかということが1点。

先ほどもちよっと出ていましたけど協働のまちづくり研修会を7月と11月に実施をするというふうにいわれました。これは町内会活動の強化に特化する、それから町内会連合会や地域との協議との合意形成を図る、そういうことで研修を実施していくということで100名くらいの方をやるのですけれども、その中で町内活動の最高規範です町内会活動の決まり、先ほども前田委員がいらっしゃいましたけど、各町内ごとにそれぞれ規約を持ってやっていますけれどもこれは連合が動くための最高規範にな



るのか。町内会ごとにそのことを参考にやって活性化を生んでいくためのものなのか。目標、目指すものというのは何なのかその点を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 6点の質問がありましたので1点ずつ説明をさせていただきます。まず1点目の協働のまちづくり推進班、これは昨年度まず推進班の前に推進会議という組織を町長以下昨年6月に設置済みです。ここにおきまして全体の方針等を決め、それを具体的に動かすための推進班というのが主幹職以下の18名で昨年度設置をさせて活動をいたしております。会議を6回行っております。ただ昨年度6回については制度の関係のことですとか協働に対する再確認ですとかそういった活動に終始している部分が実は多くて、これは26年度まだ会議のほうは開いてございませんが推進会議のほうで今年度の方針を決め、そして推進班のほうの活動をどう進めるという考え方です。実は人事異動がありましてその中で所管がえとなった職員または昇格者とか諸事情がございます、現在8割方そのままなのですが一部入れかえの人選を今進めているところでございますので間もなく方針が決まり次第活動します。今年度につきましては役場内の協働の考え方を直すということでの変わった役場についての取り組みを進める考え方であります。

また2点目の連絡会議の事務局につきましては生活環境課町民活動グループのほうで佐々木主幹グループリーダーを中心に事務的な事務局を担う予定でございます。

3点目の副町長が連絡会議のトップであるということではありますが、制度は全体的には協働のまちづくりの取り組みの中での位置づけもございまして協働のまちづくり推進会議、この中には理事者、関係者が入った中でこの制度についての議論をする場となっております。またこの連絡会議につきましては事務的なものの連絡調整というものが大きなものになってございまして、副町長をトップにしたそういった調整機能を果たす考え方でありまして当然その中には町長と町長との日常的な連携の中で必要な情報共有はなされていくという形でございます。

4点目ですが計画60名については6月までに各町内会の関係そしてほかの団体等の推薦含めて5月中にメンバーを固めたい考え方で予定どおり6月に基調講演を行い、その策定の推進組織を立ち上げ取り進む考え方でありまして。予定どおり進めたい考え方です。

5点目の公共施設の見直しにつきましてはおっしゃいますとおり国からも公共施設の超寿命化というかその計画策定が求められているということで、このことにつきましては企画課と中心になるのは建設課かと思いますがそういった所管部署でこれらについての計画対応についてのデータ整理ですとか内部の打ち合わせは進んでいるように聞いております。私ども生活環境課はこの協働のまちづくりの関係につきましては冒頭にお話ししましたとおり、その公共施設の中で人の集まる、そしてまちづくりに関連する拠点となり得る施設こういったものに絞って、またこれは廃止だとかそういった議論ではなくて利用促進そういった視点でかかわっていき地域の皆様に知恵を出していただくという考え方です。その中には当然国に出す計画の中でつくられる施設の建物の基礎データですとか利用状況そういったデータも企画、建設課のほうからわけていただきながら議論の題材としていく考え方と考えております。

最後になります。町内会活動の強化そして町内の皆様の合意形成ということで目指すものにつきましては、吉田委員おっしゃいますとおり各町内会については当然総会の中で議決されている規約等がございますのでそれはそのとおりでございます。今回の仮称の規範については全町の町内会の活動に関するいわゆるそういった決まり事が一切ないということに対する町連合等が考え、この中には現在の町内会は任意団体ですからいつでもやめましたということになれば誰も引きとめるものはありません。そういったものでか町内会活動で悩めることというのはたくさんあります。また今日出ていような役員のなり手がいないだとか地域の再編ですとか今日的な課題がある中でそれぞれの規約ですとか町連合の規約そういったものではなくて全町内会がかかわる、例えば廃止をするとした場合どこに届け出をしてどこと協議をしてそういう廃止の協議をするかというものを決めることによって相談を受けてその解決、解散ではなくて解決に向けた取り組みができるような仕組みそういったものを意図した全体的なものを考えております。簡単であります。そういったものを含めて規範を作成する考え方であります。以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員

○委員（吉田和子君） 本日にいろいろな会議とか協議会とか連携をもって地域担当職員との連携のあり方がすごく大事になると思うのです。先ほど説明がありましたようにコミュニティー計画の推進体制8項目があって、さらにコミュニティービジネスそういったものまで入り込んでいくということでこれだけの課題が出されたら大変ではないかというふうに申し上げたのですが、先ほど今後できることからやっていくということですので、前にちょっとお話しましたがけれども健診率がすごく低いということで町内に健康推進委員というのをつくって健診を進めていくということで健診率が上がったというまちがあるのです。東北のほうだったのですけれども。そういう形で1つずつ項目をきちんと明確にしながら地域として進めるべきことを決めて進めていただきたいというふうに思っていました。

それともう1点、先ほど前田委員がおっしゃったのですが私もすごくどういふふうになっていくか思ったのです。町内会からとか組織の要望というのはわりと受けやすいと思うのです。一昨年各家庭を訪問したりしていろいろな要望があったと思うのですが個人的な意見・要望についての窓口になるというお話がありました。これはどういう形でやっていくのだろうとすごく不安で、私たちは議員ですから電話番号とか全部明確になっています。相談で電話来るのは夜中に来ることもあるのです。急遽対応しなければならないことが出てくるのです。それが専門性が必要だったり。10時ごろに電話来て、とても今不安で、詐欺みたいなのです。専門家に電話するのにこんな時間にどうしようと思って、たまたま知っている方に電話をしてお願いをして対応してもらって対応をしたのです。個人の相談というふうになると私は別枠の形で子供虐待なら虐待ネットワークとそれぞれの代表が出てつくってあります。そしてそれに合ったら即対応するというような形だとかそういった対応が詐欺だとか、それから近隣からの何かで悩んで行き場なくなっているだとかそういった相談も地域担当制ですからきつと出てくると思うのです。そういったときの専門職との連携の取り方とかいつでも対応できる、本当に24時間になってしまう可能性があると思うのです。そういったときの専門性のある方との連携が取

れる形そういったネットワークみたいなものをつくっておく必要が私はあると思います。担当職員受けてもどうしようかと万歳してしまうのではないかという気がするのです。私も万歳したことしょっちゅうありますから。そうするともう本当に夜でもごめんなさいと電話してお願いすることがあるのです。そういう専門性、そういった場合にはやっぱり財政厳しいですけど、もしかしたらお礼ということも出てくるかもしれません。職業で専門性を持っているといたら弁護士だとかとなることもあるわけですから。そういったことの連携の撮れるネットワークをつくっていく必要があるのかというふうにちょっと思っているのですが参考にしていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 2点ございました。1点目につきましては計画の推進体制、いろいろなことに取り組んでいくことに対する心配をされているということですが、私どもは将来的に地域の方たちが話していく中で行政がどれだけ予算措置ですとかこういったものを今後どれだけできるかとかいろいろなものを今後考えたときに、地域の皆様が話し合う中でお金の面も自分たちでお金をつくり出すということも含めて、これは将来ですがそういったものに向けた取り組みは必要であろうと。全国の事例を見ていると必ず出てくる部分でありますのでこういったものも全く最初から否定するのではなくて段階的に取り組めるようなそういう議論の場を進めていきたいという考え方ですので、当面でき得ることを一歩ずつ取り組んでいく考え方が1点目の質問としてお答えさせていただきます。

2点目ご意見として受けさせていただきますが、おっしゃいますとおり私ども3人が全て解決できるということは考えておりませんし各課との連携というものがまず第一義的ですが、今おっしゃすとおり専門的な弁護士さんですとかいろいろなネットワークこういったものについての連携するものを強化していく考え方をこれから詰めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。まず広報の写真、それぞれお三方写真ながらお人柄のよさがにじみ出ている大変これからの活躍が期待できるところであります。

私もちょっと勉強をしたのですけれども先にこの制度を取り組まれている自治体のさまざまな事例を読んでみていいところ取りをされているという感想なのですけれども、その中でも習志野市のいいところは保健師さんを必ず張りつけているというところと、あと兵庫県の三田市では庁舎内で地域担当職員が課題とした事項を職員全員が把握できるように庁内イントラネットに掲載してみんなが町内の課題についていつでも閲覧することができて共有することができるというシステムをつくられているという2つがいいところだったのですけれども、これを白老町では今後の導入されていく考えがあるのか。

先ほど2人の委員さんからご質問がありましたように町内会活動の決まりというのはほかのところでは見受けられなかったことなのですが、その目的を今大体説明していただいたのですけれども、白老町自治基本条例の基本理念には町民のあり方について記載されているのですけれども、これ以外に

具体的な活動の決まりというのは具体的にどういうことを想定されているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） まず1点目の習志野市それから三田市の事例につきましては、2点目の情報共有についてはこういったものは当然私どもも活用しようという考え方でこれから取り組む中では情報を共有したいという考え方でおりますのでここら辺は整理をしていきたいと思っております。また保健師を配置することですか、現在進みます専任職員3名によるスタートこれが最終形なのか、ベストなのかということについては今申せることではありませんが全国の事例を参考にしながら今後の改善の中で検討すべき項目であり、具体的に保健師さんだとかこういったものについての考え方については今お答えすることができる情報はございませんので今後の検討ということでご理解をいただきたいと思えます。

2点目の仮称で変な名前をつけてしまったことに誤解を招いておりますが、先ほども申しましたとおり任意団体である町内会活動でいかに今悩んでいるものを1つでも悩みを取り除きながら活動していける規範にしていきたいという考え方で、例えば先ほど解散のことだとかを紹介させていただいたのですが、例えば町内会長はこうあるべきだとかこれは抽象的な表現でしかないのですが、やはり周囲の方にも尊敬されリーダーシップを図るだとかそういった抽象的な表現から始まると思うのですがこういったそれぞれの立場の方たちがこうあるべきというようなものだとか、それから各役職での役割分担ですとか事務処理それぞれ歴代引き継がれた事務処理があると思うのですが、基本的な事務処理の会議録の残し方ですとかまさに活動の元になるようなものを意識しております。これは決まりではなくて町内会活動の手引きですとかそういったようなもので全国にたくさんつくられている事例がございます。そういった先進的なものをまず整理させていただいておりますので白老町の現職の役員さんが考えることを加味して白老町にふさわしい決まり事をつくっていききたいという考え方でありませう。以上です。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 大体理解できました。それとうまくいっている自治体は専任を1人だけ置くのではなくて全職員を張りつけるような体制をとっていて、自分の住んでいる地域の実態をわからないことは要するにそのサービスはどうしたらいいかということがわからないということにつながりますから、そこに住んでいる役場職員が必ず地域のそういった活動に参加するという意識づけをするためにも全職員を3地区に振り分けることも意識の改革として必要ではないかと思うのですけれどもそのところは一度考えたことがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 先ほどご紹介いただきました千葉県習志野市は昭和40年代からの職員採用と同時に地域担当職員制度として位置づけられ現在もそういった形が進んでいるということで私も承知しております。このたび2年間いろいろ我がまちの制度のあるべきものを検討し現状における役場内での検討の結果として兼務とはいえ全職員が当たることの意義は十分認

識しておりますしそういった検討もさせていただきましたが、現時点においてはまず専任職員が当たるといふことの選択肢を今選り今取り組ませていただいております。基本的には朝礼、公務員十戒でも唱和しているとおり職員としては地域活動に積極的に参画することを意識するようなものですか、これから取り進めます活動、協働の精神が深化そういった中でも1つのテーマかと思っております。全職員がかかわりをもって関心をもって地域活動と連動できるような取り組みに向けて検討していきたいという考え方です。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。本間委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。簡単にお聞きしたいと思います。いろいろ意見もあるのですが協議会なので簡単に聞きたいと思います。これが理想というか、今課長いわれたようにこれをやることによって救われる町内会も出てくると思うのです、正直言って。ですから本当にこれがしっかりと本当にほしいところに伝わればいい制度だと僕はこの間の話も聞いて思ったのですが、いろいろご意見ありましたけどこれだけのボリュームが出てくると逆に今度町内会の負担になるのではないかと思いつつ聞いていたのです。協働のまちづくりと地域コミュニティをこれからやるのですが、5月にこれから広報とかそういうものをやるのですが、例えば町内会の各団体あるのですがこれは任意で募集するのですか。その町内会全部がイメージとして参加してこういう制度やるのかと。そうじゃないとちはやらない、やると思ったら温度差がそこで生まれて、そういうことはないと思うけど下手したらうちは話聞いてくれないとか何とかとなると思うのでその辺のところはどうなのかお聞きしたいのです。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまのご質問については活動事例の1つとして計画策定の関係のことでよろしいですか。計画策定につきましては3地区に分けて1地区20名程度を想定して1年間で計画を策定すると。その中には15名程度の町内会の役員さんとその地区にかかわる団体の方たちにお集まりいただき地域担当職員ですとか関係職員も入った中でつくりたいというのが今私どものたたき台であります。当然より多くの町内会の皆さんがかかわることが望ましいことではと思いますが、議論をする中で適正な人数ですとかそういったものも内部で検討した中での想定であります。今後の中でももう少し人数をふやす考えだとかそういったものについても検討をいたしますが、できればたくさんの方に参画をしていただき議論の場についていただけるように努力していきたいと思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 町全体で活発な町内会活動をやっているところもあるけど町内会長を立てられなくて四苦八苦しているような団体というのもあるのです。そうすると役員さんたちというのなかなか今回の制度にどこまでやってくれるか来てくれるか、地域のためにやってくれるかというのが課題になってくると思うのです。本当に活発のところは黙っていても一生懸命やってももちろん直接まちにも訴えかけたりしていますけど本当に困っている団体がどういうふうにしたら、まちづくり懇談会でいろいろ意見・要望を出していただきましたけどどういうふうに取り上げてくれるのか。僕も聞け

ど先ほどいったように個人でまちに言っても聞いてくれないと。それを団体でやってくれればいいと思うのです。その辺のところは先々の話になるかもしれないですけど、ある程度これが作成できて来年ぐらい活動していくとなると、余り先のことを聞いてもあれかもしれないんですけど、担当職員がどのような感じでどの程度出向くのか。ただそういう要望が来たら行くのか、自分から困っているところに行くのか、イメージがわからないのです。僕もいろいろ地域担当のことで地域の人に聞かれるもので、やるのだったら時々出向いて直接個人でも団体でもいろいろなお話を聞くということもできるのかもしれないんですけど。今町内会長さんもお年寄りの家を回って歩いて確認をしているという地域もありますし、そこまで地域担当の人がやるかどうかかわからないんですけどどのようなかわりをもってやっていくのかというのがわからない。先々のことなのでまだできていないかもしれないんですけどその辺を聞いて終わりたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 先ほど斎藤委員のほうからも同様の質問があったかと思うのですけれども、私どもは3名しかおりませんので全て1軒ずつ回るとことは物理的に無理な部分がございますので、広報等で周知した中でお悩みがあり困り事がある方にそういったものに声を上げていただける方をまず当面は取り組みたいという考え方でありますのでそこら辺限られた人員ですのご理解いただきたいと思います。今後制度を変えて兼務でたくさんの職員がかかわるすとか、2年前にやったような地域訪問活動とかこれはアウトリーチ活動という地域に出て積極的に声を聞いていくという活動そういったものができるような体制ですとか庁舎内でのそういったものができる得る段階ではそういったものも検討して取り組みたいという考え方はございますが、当面はどちらかという受け身的なもので進ませさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 質問云々ではないのだけど、資料の中で3ページに真ん中に地域との信頼関係を高めますとありますでしょう。それで町内会等からの会議や行事への参加要請を受けて云々と書いていますでしょう。先ほど山田副委員長も話したけど私もいろいろな部分でよその町村を調べたりしました。会議や行事ということをやその町村ではある程度制約つけているのです。それでなければもう何でもかんでも先ほど出たように役員いないから総会の資料つくってくれとかお祭りに人いないからとか、これはある程度一定の制限はありますとか、課長はこれから協議するといったけどそういうことをちょっと附記して入れておかないとひどくなります。私的なことから町内会とか大変になると思うのです。ある程度そういうガードをしておかないと広報回ったらかなり来ますよ。細かいことで来るのでここはちゃんと会議や行事というのは制限つけておかないと職員が大変になりますよ。

○委員長（小西秀延君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） この点についてはやはり先進事例の中で今おっしゃいますような例えばテント立てですとか葬式の手伝いですとかこういったものについては対応いたしませんというような内規を定めて内部的にもここら辺は打ち合わせをさせていただき、広報の表現のほうもちょっと工夫させていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。なければ1、2点だけ私のほうから。まず各団体、各地区で町内会の役員さんを15人ぐらい、関係のある各団体の方も入れて20名ぐらいという形で聞いていましたが、地域によって各団体と申しますと字白老・社台地区には所在している関連している団体というのが非常に多く、また他の地域では団体が数少なく、その団体というものの感覚というのですか、その地区に反映される意見の反映度というのに格差が出てくるような気がするのですがその辺をどのように考えられているのかということが1点。

もう1点、地区コミュニティー計画または公共事業の見直し。コミュニティー計画はソフトに関するものということが中心になると、また公共施設の見直しに関しても利用促進等が中心になるということですが、意見としてこの地区の産業振興とかいろいろなご意見が携わっているしさまざまのもの出てくると思うのです。公共施設においても当初は地区協議会の中で公共施設のあり方等も考えていくというような方針を町が持っていたことも一時期はあったと思うのです。そのような意見等ものまとめ役のパイプにもこの担当職員制度となっていくことがあり得るのかどうなのか。その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） まず1点目ですが想定しておりますのは町内会以外としましてはPTAですとか民生委員さん、またはNPO法人こういったもので各地区でのものを今は想定してございます。数的には多少一律にはいかないと思いますがそのような関係団体を現在は想定しております。

2点目につきましては各計画の策定委員会を今組織しますという話でその中で担当者はとしてはたくさんの方のアイデアが出るような情報の提供ですとか、先ほど申しましたように町のほうの各種データ、公共施設の見直しだとかそういったデータの提供ですとかそういったものの情報提供が主になると思うのですがそういった形でのかわり方を考えております。まとめについては促進役ファシリテーターとして役員体制の中で役員さんが計画なり見直しなり内容に沿った取り組みができるようなサポート役として地域担当職員がかかわっていく考え方であります。

○委員長（小西秀延君） 職員はサポート役ということで公共施設の見直し等の意見をまとめる役ではないということですのでよろしいですね。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 当然検討委員会等の中でまとめられる中のサポート役という位置づけで考えております。

○委員長（小西秀延君） わかりました。ほかに特になければ終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、以上をもちまして総務文教常任委員会協議会を閉会させていただきます。

(午後 0時05分)